

愛知県大学・職場・一般吹奏楽連盟規約

制定	平成	元年	4月	1日
改訂	平成	14年	4月	6日
改訂	平成	17年	4月	2日
改訂	平成	19年	4月	7日
改訂	平成	21年	4月	4日
改訂	平成	30年	4月	21日

第1章 総則

第1条（名称及び事務局）

- 1 本連盟は愛知県大学・職場・一般吹奏楽連盟という。
- 2 本連盟は愛知県吹奏楽連盟の大学・職場・一般部門とする。
- 3 本連盟は事務局を事務局長の勤務先または自宅におく。

第2章 目的および事業

第2条（目的）

本連盟は愛知県大学・職場・一般の吹奏楽の向上発展を図り、もって社会の文化活動の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本連盟は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 吹奏楽および管・打楽器のための各種コンクール、コンテストなどを開催する。
2. 吹奏楽祭、講習会、研究会などを開催する。
ただし、上部団体が同趣旨の講習会、研修会を開催する場合はそれに替える。
3. 吹奏楽指導者育成のための研修を開催する。
ただし、上部団体が同趣旨の講習会、研修会を開催する場合はそれに替える。
4. 吹奏楽普及事業への助成を行う。
5. その他、第2条の目的を達成するために必要な事を行う。

第3章 組織

第4条（組織）

本連盟は愛知県下で活動し、愛知県にその団体の活動拠点（代表者または事務局）を置き、本連盟の目的に賛同する大学、職場、一般の吹奏楽団体および有識者で組織する。

第5条（支部）

- 1 本連盟には愛知県吹奏楽連盟の定めるところにより次の支部をおく。
 1. 東三河支部
 2. 西三河北支部
 3. 西三河南支部
 4. 名古屋支部
 5. 知多支部
 6. 東尾張支部
 7. 西尾張支部
- 2 各支部には支部長1名、事務局長1名および若干名の理事をおくものとする。
ただし、当面の間は上記支部の設置および支部長、事務局長、理事の選任をしない。

第4章 役員および事務局員

第6条（役員および事務局員の任務）

本連盟は次の役員をおき、その任務は次の通りとする。

- 1 理事長（1名） 本連盟を代表し、会務を統括する。
- 2 副理事長（1名） 理事長を補佐し、理事長が事故、病気、その他やむを得ない理由で任務が遂行できない時は任務を代行する。
- 3 理事（15名程度） 理事会を組織し会務を遂行する。
- 4 監査（2名） 事業の運営ならびに会計の監査を行う。
- 5 事務局長（1名） 事務局を代表し事務を遂行する。
- 6 事務局次長（5名） 事務局長を補佐し、各行事担当として企画・準備事務を遂行し、また、会計担当として出納業務を遂行する。
- 7 事務局員（若干名） 事務局長および事務局次長を補佐し事務および行事の運営を遂行する。
- 8 顧問 本連盟の事業等について意見具申を行う。

第7条（役員および事務局員の選任）

本連盟の役員の選任方法は次の通りとする。

- 1 理事長は理事会で推薦し総会にて承認をする。
- 2 副理事長は理事会で推薦し理事長が委嘱する。
- 3 理事は加盟団体より互選され総会にて承認をする。
- 4 監査は理事会で推薦し総会にて承認をする。
- 5 事務局長は理事会で推薦し理事長が委嘱する。
- 6 事務局次長は理事会で推薦し理事長が委嘱する。
- 7 事務局員は理事会で推薦し理事長が委嘱する。
- 8 顧問は理事会で推薦し理事長が委嘱する。

第8条（役員および事務局員の任期）

- 1 役員の任期は2年とし再任を妨げない。補欠または増員により就任した役員の任期は在任している役員の任期満了と同様に取り扱う。
ただし、事務局次長（会計担当）および監査は3期連続選任された場合、次の任期は、会計担当および監査に再任しない。

第5章 会議

第9条（会議の種類）

本連盟の会議は次の通りとする。

- 1 総会
- 2 理事会

第10条（総会）

- 1 総会は第6条の1から6に定める役員および加盟団体代表者1名をもって構成し、理事長が召集する。
- 2 定期総会は年1回、会計年度終了後すみやかに開催するものとする。ただし、加盟団体とは前年度末までに本連盟に登録していた団体をいう。
- 3 臨時総会は理事長が認めた時に開催するものとする。ただし、加盟団体とは当該年度に本連盟に登録している団体をいう。
- 4 緊急を要する時は、総会は理事会をもってあてる事ができる。

第11条（総会への付議事項）

総会に付議すべき事項は次の通りとする。

1. 事業報告および計画に関する事
2. 決算および予算に関する事
3. 規約の変更に関する事
4. 役員を選出または承認に関する事
5. その他重要な事項に関する事

第12条（理事会）

- 1 理事会は第6条の1から6に定める役員によって構成し、必要に応じ理事長が召集する。
ただし、必要に応じ第6条の7と8に定める事務局員と顧問を理事会に同席させ、意見を聞く事ができる。
- 2 議長は理事長または理事長が指名した者が行う。

第13条（理事会への付議事項）

理事会に付議すべき事項は次の通りである。

1. 事業計画に関する事
2. 収支予算に関する事
3. 総会に提出する議案に関する事
4. 役員および事務局員・顧問に関する事
5. 規則、細則に関する事
6. 事業遂行に関する事
7. 連盟加盟費に関する事
8. 愛知県吹奏楽連盟およびその他の団体との連絡に関する事
9. その他必要な事項等に関する事

第14条（会議の定員数）

本連盟の会議は、その会議の構成員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。ただし、会議に出席できない者は委任状の提出を認め、出席しているものと同様に扱う。

第15条（会議の決議等）

本連盟の会議は、議長および理事長を除く出席者の過半数を持って決議する。

ただし、賛否同数の場合、総会においては議長が、それ以外の会議においては理事長が決定する。

第6章 会計

第16条（会計年度）

本連盟の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終了するものとする。

第17条（連盟費の支弁）

- 1 本連盟の経費は加盟団体の負担金およびその他の収入をもって支弁する。
- 2 加盟団体は本連盟の定めに従い、年間の負担金を納入する。
- 3 新期加盟団体は本連盟の定めに従い、年間の負担金に加え新規加盟費を納入する。

第7章 連盟加入

第18条（連盟の加入）

- 1 当連盟への加入手続き期間は次の通りとする。
毎年 2月1日～4月30日事務局到着分まで
- 2 第17条第2項に定める年間負担金および第17条第3項に定める新規加盟費を納入する。
ただし、前年度に加盟していた団体については、第17条第2項に定める連盟負担金のみとする。

第8章 付則

第19条（細則）

本規約に必要な細則は理事会の決議によって定める。

第20条（改廃）

本規約の改廃は総会の議決を要する。